

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

事業所が2カ所以上ある会社の申告

Q: 当社は、大阪市北区に事務所を有していますが、この度福岡市に支店を開設することにしました。

法人税等の税金の申告はどのようにすればよいのでしょうか。

A:

(1)法人税

国税ですので、本店と支店の利益を合計し、これを基にして算出した法人税を、本店所在地である大阪市北区の所轄税務署へ申告します。

(2)消費税

法人税と同じく国税ですので、会社全体の消費税を、本店所在地である大阪市北区の所轄税務署へ申告します。

(3)事業税

本店と支店の利益を、決算日における各府県別の従業者の人数によって分割し、分割後の利益を基にして、各府県別に事業税を算出し、大阪府と福岡県に申告します。

(4)都道府県民税

法人税額を事業税の場合と同じく、従業者の人数によって各府県別に分割し、分割後の法人税額を基にして各府県別に府県民税を算出し、大阪府と福岡県に申告します。

(5)市町村民税

法人税額を、決算日における各市別の従業者の人数によって分割し、分割後の法人税額を基にして各市別に市民税を算出し、大阪市北区と福岡市に申告します。

